

▼ I N D E X

- 1 来週の新規上場銘柄のご案内
 - 2 新規上場銘柄の値動き
 - 3 JASDAQ チャンネル新着情報
 - 4 上場会社動画配信情報
 - 5 証券取引等監視委員会コラム
-

- 1 来週の新規上場銘柄のご案内
-

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の5を抜粋しております。

5 証券取引等監視委員会コラム

証券検査について(5)

今回は、「投資運用業に関する忠実義務、善管注意義務」について説明したいと思います。

1. 概要

金融商品取引法第42条第1項において、金融商品取引業者等は、権利者のため忠実に投資運用業を行わなければならないと定められています。

また、同条第2項において、金融商品取引業者等は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもって投資運用業を行わなければならないと定められています。

ここで、権利者とは、(i)投資一任契約に基づき行う投資運用業務であれば当該契約の相手方、(ii)登録投資法人との間の資産運用委託契約に基づき行う投資運用業務であれば当該登録投資法人、(iii)投資信託の受益証券、信託受益証券、信託の受益権等の権利者から出資・拠出を受けた金銭等の投資運用業務であれば当該権利者をいいます。

2. 事例

投資運用業に関する忠実義務、善管注意義務に関しては、最近、次のような事例が見られ、証券監視委が内閣総理大臣及び金融庁長官に対し行政処分を求める勧告を行っています。

(1) Forex & Mineral Trading(株)に対する検査(平成24年12月21日勧告)では、権利者から出資を受けた金銭を流用する行為が認められました。

具体的には、当社は、権利者からファンドに出資を受けた金銭(ファンド資金)を外国為替証拠金取引により運用を行っていたところ、平成24年7月、ファンド資金のうち1,170万円を出金し、当社会長個人の事業費用等に流用していました。当社代表取締役は、当社会長からファンド資金を流用するよう指示を受け、問題意識を持ったものの、この指示に同意し、実行していました。

また、当社は、平成24年8月及び9月、ファンド資金のうち合計150万円を出金し、当社の経費(給与等)の支払いに流用していました。当社代表取締役は、専務取締役からファンド資金を流用することについて提案を受け、問題意識を持ったものの、これに同意し、実行していました。

これらの行為は、金融商品取引法第42条第1項に定める権利者に対する忠実義務に違反するものと認められます。

(2) (株)スタッツインベストメントマネジメントに対する検査(平成24年10月10日勧告)では、当社がA厚生年金基金(以下、「A基金」という。)との間で締結した投資一任契約に関し、善管注意義務違反が認められました。

(i) 当社社長は、平成21年11月にC社から依頼を受けて、C社社長とともにA基金を訪問したところ、A基金のB事務長(当時)から、「当基金では、現在、投資事業有限責任組合を通じた未公開株式投資を行っているが、運用会社の後任を探している。」と説明を受けました。そして、当社は、同年12月中旬頃、未公開株式を投資対象としてC社が運営するD投資事業有限責任組合(以下「D組合」という。)に出資することを前提に、A基金との間で投資一任契約を締結し、その後、A基金から運用を委託された資金をD組合に出資しました。

(ii) しかし、当社がD組合への出資に当たり行った調査等に、以下の極めて不適切な状況が認められました。

イ) 当社は、未公開株式を投資対象とする投資事業有限責任組合への投資経験がなかったものの、平成21年11月、C社作成のA基金向け提案資料やC社社長からのヒアリングをもとに、C社が運営するD組合が投資一任契約の投資対象として適切であると判断したとしていました。しかしながら、当該提案資料にはC社の設立時期や上場実績に虚偽の内容が記載されていましたが、当社は当該記載内容について基本的な調査を行っていませんでした。また、当社は、C社がこれまで運営していた、未公開株式を投資対象とする投資事業有限責任組合の収益状況について、何ら具体的に調査を行っていませんでした。

ロ) 当社は、不注意により、投資一任契約書への調印を失念したままD組合へ出資

を行っており、顧客である A 基金において投資の意思決定が行われたことを十分に確認していませんでした。

(iii) また、当社は、D 組合に出資した後、D 組合に係る事業年度の始期・終期に変更があったにもかかわらず、C 社が変更契約書を作成していないことや、C 社が変更前の事業年度に従って管理報酬を受け取っていることを把握しておらず、当社は D 組合に対するモニタリングを適正に行っていませんでした。

(iv) このように、当社が投資一任契約に関して実施した、D 組合への出資を決定する際の調査等及び出資後の D 組合に対するモニタリングは極めて不適切であり、当社は、金融商品取引法第 42 条第 2 項に定める「善良なる管理者の注意義務」に違反したと認められます。

(3) ユナイテッド投信投資顧問(株)に対する検査(平成 24 年 10 月 10 日勧告)でも、投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められました。

(i) 当社は、平成 20 年 9 月、M 社から、K 厚生年金基金(以下「K 基金」という。)が未公開株式を投資対象として M 社が新たに組成・運営する N 投資事業有限責任組合(以下「N 組合」という。)に対する強い投資意欲を有している旨の説明を受けた上、N 組合に出資することを前提に K 基金との間で投資一任契約を締結して欲しいとの依頼を受け、同年 11 月、K 基金との間で投資一任契約を締結し、その後、K 基金から運用を委託された資産の全額を N 組合に出資しました。

(ii) しかし、当社が N 組合への出資に当たり行った調査等に、以下の極めて不適切な状況が認められました。

イ) K 基金から運用を委託された資産の全額を、未公開株式を投資対象とする投資事業有限責任組合に出資することが、K 基金の運用状況等に照らし、運用方法として適合しているかについて全く調査・確認を行っていませんでした。

ロ) 投資事業有限責任組合の運営者を M 社とすることが適切であるかについて十分な調査を実施していませんでした。

ハ) N 組合が投資する予定の未公開株式について、その発行企業の実態等の把握が著しく不十分でした。

(iii) また、当社が N 組合に出資した後に行った K 基金に対する運用報告や、N 組合に対するモニタリングに、以下の極めて不適切な状況が認められました。

イ) 当社は、M 社から、N 組合が投資する未公開株式の発行会社について上場予定が確定している旨の報告を受け、その報告に沿う内容の運用状況報告書を作成し、K 基金に提出していましたが、実際には、当該会社の上場予定は白紙となっており、M 社の報告が事実と反することは容易に把握できたにもかかわらず、十分な確認を行っていませんでした。

ロ) 当社は、N 組合が投資する未公開株式の発行会社の上場予定が白紙となってい

たにもかかわらず、合理的な理由もなく追加の投資を行い、適切な措置を講じていませんでした。

ハ) 当社は、投資一任契約に基づく投資先として N 組合が妥当であるかについて、定期的に見直すなどのモニタリングを実施していませんでした。

(iv) このように、当社が投資一任契約に関して実施した、N 組合への出資を決定する際の調査等及び出資後の N 組合に対するモニタリング等は極めて不適切であり、当社は、金融商品取引法第 42 条第 2 項に定める「善良なる管理者の注意義務」に違反したと認められます。

このほか、新生インベストメント・マネジメント(株)に対する検査(平成 24 年 12 月 7 日勧告)でも、投資一任契約に係る善管注意義務違反が認められています。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆ 著者紹介 河野 一郎

大阪府出身 1985 年京都大学経済学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会事務局、監督局勤務を経て、2011 年検査局総務課長、2012 年 8 月より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)。

■ 証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■ 証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>